

ナトリウム分析室における使用設備、貯蔵設備等の
解体撤去作業

仕様書

目 次

I	一般仕様	1
1.	件名	1
2.	目的及び概要	1
3.	作業実施場所	1
4.	作業予定期間及び納期	1
5.	作業内容	1
5. 1	対象設備の概要	1
5. 2	作業範囲	1
6.	業務に必要な資格等	2
7.	支給品及び貸与品	2
7. 1	支給品	2
7. 2	貸与品	3
8.	提出書類	3
9.	検収条件	4
10.	検査員・監督員	4
11.	適用法規・規程等	4
12.	特記事項	4
12. 1	一般事項	4
12. 2	保証	4
12. 3	受注者の責任と義務	5
12. 4	中小受託事業者の管理	5
13.	総括責任者	6
14.	産業財産権等	6
15.	グリーン購入法の推進	6
16.	機密保持	6
17.	品質保証	6
17. 1	一般事項	6
17. 2	不適合の処理	6
18.	安全管理	7
18. 1	一般事項	7
18. 2	放射線管理	8
II	技術仕様	9
1.	概要	9
2.	対象設備の詳細	9
3.	解体撤去に係る作業項目及びそれらの内容	9
4.	特記事項	10

I 一般仕様

1. 件名

ナトリウム分析室における使用設備、貯蔵設備等の解体撤去作業

2. 目的及び概要

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）大洗原子力工学研究所内にあるナトリウム分析室の廃止に向けた措置の一環として、当該施設の核燃料物質に係る使用設備、貯蔵設備等の解体撤去作業を実施するために、当該業務を受注者に請負わせる為の仕様について定めたものである。

本契約は、核燃料物質使用施設等の放射線管理区域内における作業であり、受注者はナトリウム分析室及び対象設備の特徴、関係法令、本仕様書の内容等を十分理解し、受注者の責任及び負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

原子力機構 大洗原子力工学研究所 ナトリウム分析室

4. 作業予定期間及び納期

(1) 作業予定期間

契約日から令和10年3月31日までとする。なお、作業期間の詳細については、原子力機構担当者との協議の上で決定する。

(2) 納期

令和10年3月31日

5. 作業内容（詳細はII 技術仕様に依る。）

5. 1 対象設備の概要（詳細はII 技術仕様に依る。）

(1) 使用設備

- ・ドラフトチャンバー
- ・グローブボックス及びアルゴンガス循環精製装置
- ・主要試験機器（真空蒸留装置、 α 線計測装置、質量分析計、電着装置）

(2) 貯蔵設備

- ・保管箱

(3) 付帯設備

- ・固体放射性廃棄物保管庫、金庫、半導体検出器測定用遮蔽体、流し台

5. 2 作業範囲（作業項目及びそれらの内容はII 技術仕様に依る。）

(1) 対象設備の解体及び分類

(2) 放射性廃棄物の分別及び保管用容器への収納

(3) 作業場所の整備及び維持管理

- (4) 作業計画の策定
- (5) 作業の記録、作業報告書等の作成
- (6) 廃止に係る作業データの収集への協力

6. 業務に必要な資格等

- (1) 放射線業務従事者：作業員全員

放射線従事者中央登録センターが運営している被ばく線量登録管理制度に登録したうえで必要な教育の受講及び特殊健康診断を受診し、原子力機構による放射線業務従事者指定を受けられる者とする。

- (2) 現場責任者：1名以上

大洗原子力工学研究所「作業責任者等認定制度運用要領」に基づく認定を受けている者とする。作業責任者等認定制度に基づく認定者がいない場合には、所要の教育を受講後に原子力機構に申請を行い、作業開始までに認定を受けること。

- (3) 放射線管理者：1名以上

大洗原子力工学研究所「作業責任者等認定制度運用要領」に基づく認定を受けている者とする。作業責任者等認定制度に基づく認定者がいない場合には、所要の教育を受講後に原子力機構に申請を行い、作業開始までに認定を受けること。

- (4) 作業に従事する者（1）

作業に使用する工具、機器等の取扱い等に必要な資格を有する者が含まれること。

- (5) 作業に従事する者（2）

放射線管理区域内における設備機器の解体撤去、放射性廃棄物の取扱い、放射線管理等の経験者が含まれること。

7. 支給品及び貸与品

7. 1 支給品（無償）

- (1) 品名

- ・放射線防護具：RIゴム手袋、タイベックスーツ、腕カバー、シューズカバー
- ・放射線測定用品：スミヤろ紙
- ・廃棄物収納容器：ドラム缶、ペール缶、紙バケツ各種、フィルタ収納容器
- ・除染用物品：キムタオル、アルコール、養生シート（酢ビ）
- ・ナトリウム分析室内における電気及び水
- ・消耗品：紙テープ、養生テープ、綿手袋等
- ・その他の原子力機構との協議に基づく物品

- (2) 数量：必要量

- (3) 支給場所：ナトリウム分析室内

- (4) 支給時期：作業開始前及び必要の都度

- (5) 支給方法：原子力機構と受注者との間の事前協議による。

7. 2 貸与品（無償）

（1） 品名

- ・管理区域内作業服：カバーオール、綿手袋、綿帽子、靴下
- ・放射線防護具：半面マスク、全面マスク、RIシューズ
- ・放射線測定機器等：サーベイメーター（ β γ ・ α ）、ダストサンプラー
- ・空気環境機器：局所排気装置、スポットクーラー
- ・作業員詰所・資材置き場（化学準備室等）（作業期間内に限る。）
- ・管理区域内アスベスト使用状況調査報告書
- ・その他の原子力機構との協議に基づく物品

（2） 数量：必要量

（3） 引渡場所：ナトリウム分析室内

（4） 引渡時期：作業開始前及び必要の都度

（5） 引渡方法：原子力機構と受注者との間の事前協議による。

8. 提出書類

（1） 名称、様式、提出時期、部数、確認等

- ① 受注者は以下の提出図書を作成し提出期限までに、提出すること。
- ② 「確認要」の文書は原子力機構の確認を得るものとする。「確認要」の図書以外でも受注者が必要と判断した重要と思われる図書についても原子力機構の確認を得ること。
- ③ 提出図書の返却が必要な場合は提出部数の他、返却用 1 部を加え提出し、「確認要」「返却用」を明記すること。
- ④ 提出図書は原則として A 4 版、図面は A 系列とする。また、報告書は、CD 又は DVD に保存し、提出のこと。
- ⑤ 様式、内容、その他不明な点は都度、原子力機構の指示に従うものとする。

名称	様式	提出時期	部数	確認	備考
品質保証計画書	受注者	契約締結後速やかに	1 部	否	
実施要領書	受注者	契約締結後速やかに	1 部	要	
全体工程表	受注者	契約締結後速やかに	1 部	要	
総括責任者届	原子力機構	契約締結後速やかに	1 部	要	
作業着手届	原子力機構	作業開始 2 週間前まで	1 部	要	
作業員名簿	原子力機構	作業開始 2 週間前まで	1 部	要	
作業安全組織・責任者届	原子力機構	作業開始 2 週間前まで	1 部	要	
作業計画書	原子力機構	作業開始 2 週間前まで	1 部	要	
委任先又は中小受託事業者等の承認について	原子力機構	作業開始 2 週間前まで	1 部	否	必要に応じて
作業日報	受注者又は原子力機構	作業日の翌出勤日	1 部	要	TBM-KYシートを含む。
作業報告書	受注者	作業終了後速やかに	1 部	要	
打合せ議事録	受注者	打合せ後速やかに	1 部	要	

名称	様式	提出時期	部数	確認	備考
その他の書類	受注者又は 原子力機構	その都度	必要数	否	必要に応じて

(2) 提出場所

原子力機構 大洗原子力工学研究所 高速実験炉部 高速炉技術課

9. 検収条件

「8. 提出書類の確認」及び「原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時」を以て、業務完了とする。

10. 検査員・監督員

- (1) 検査員（一般検査）
管財担当課長
- (2) 監督員
高速炉技術課員

11. 適用法規・規程等

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令
- (2) 大洗原子力工学研究所少量核燃料物質使用施設等保安規則
- (3) その他大洗原子力工学研究所の保安に関する規程類

12. 特記事項

12. 1 一般事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規定等を遵守し業務を遂行しうる能力を有する従事者を従事させること。
- (2) 本契約に関して官公庁への許認可申請、届出等の手続が必要になった場合には、当該手続に必要な資料を提出する等の協力を行うこと。
- (3) 本契約で得られた個人情報、本契約以外の目的に使用しないこと。
- (4) 本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合は、別途原子力機構と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 受注者は、支給品及び貸与品に対して善管注意義務があることを認識すること。また、作業実施場所における作業に関係しない物品についても、必要なく触れたり、正当な理由なく持ち出したりしないこと。

12. 2 保証

- (1) 受注者は、本仕様書に基づいて実施した作業が本仕様書の諸条件を完全に満たすものであることを保証すること。
- (2) 保証期間中に本仕様書の諸条件を満足しなくなった場合には、受注者はその

条件を満たすため、無償にて必要な改善等の処置を直ちに行うものとする。

- (3) 保証期間は、第1種管理区域から第2種管理区域への変更の完了までとする。ただし、不適合の是正後の保証期間については、別途協議の上決定するものとする。

1 2. 3 受注者の責任と義務

- (1) 受注者が中小受託事業者を使用する場合は、あらかじめ原子力機構に届出ること。なお、中小受託事業者として不適当と認められるときは、当該業者の変更を請求することがある。また、中小受託事業者（材料等の購入先、労務の提供先を含む）が負うべき責任といえども、原子力機構に対するその責任の所在は、すべて受注者に有るものとする。
- (2) 受注者は、本仕様書を検討し、誤り、欠陥等を発見したならば、直ちに原子力機構に申し出るとともに、それらを適切に修正する責任を有するものとする。
- (3) 受注者は、安全確保のための原子力機構の指示に従うこと。指示に従わないことにより、生じた機構の損害については、全ての責任を負うこと。
- (4) 受注者が原子力機構に申し出る種々の確認事項及び検査結果等の報告事項については、了承後といえども受注者が負うべき責任は免れないものとする。
- (5) 受注者は、原子力機構が製品の検査、試験及び監査のために受注者並びにその中小受託事業者等の工場に立入ることを要請した場合は、これに応じる義務を有する。
- (6) 作業中に受注者が原子力機構の設備、建屋等を破損した場合は、無償にて速やかに補修または交換を行うこと。
- (7) 受注者は、労働災害防止等に関する法律に規定する元方事業主になり、法令及び原子力機構の定めた安全に関する規則を遵守し、率先して労働災害の防止に努めること。
- (8) 本契約において対象となる設備、物品の維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）について提供すること。

1 2. 4 中小受託事業者の管理

- (1) 受注者は、主要な中小受託事業者のリストを原子力機構に提出すること。
- (2) 受注者は、中小受託事業者の選定にあたっては、技術的能力、品質管理能力について、本件を実施するために十分かどうかという観点で、評価・選定しなければならない。
- (3) 受注者は、原子力機構の認めた中小受託事業者を変更する場合には、原子力機構の確認を得るものとする。
- (4) 受注者は、すべての中小受託事業者に契約要求事項等を十分周知徹底させること。また、中小受託事業者の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、あらゆる点において中小受託事業者を使用した故に生ずる不適合を防止すること。

1 3. 総括責任者

総括責任者とは、受注者を代理して直接指揮命令する者をいう。受注者は、本契約を実施するに当たり、総括責任者及びその代理者を選任し、次の業務に当たらせること。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約の業務履行に関する原子力機構担当者との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

1 4. 産業財産権等

受注者は、本契約を実施することにより産業財産権の対象となり得る発明、考案又は意匠の創作をし、出願するときは、その取扱いについて原子力機構と受注者間とので協議するものとする。

1 5. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 6. 機密保持

- (1) 受注者は本契約を実施することにより取得した作業に関する各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表若しくは公開し、又は特定の第三者に対価をうけ、若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

1 7. 品質保証

1 7. 1 一般事項

- (1) 受注者は、品質保証計画書を原子力機構に提出し確認を得るものとする。
- (2) 受注者は、引合時、契約期間中、組織変更があった時、品質保証計画書を変更した時及び不適合が発生した際に原子力機構からの要求があった場合には、立入調査及び品質監査に応じるものとする。

1 7. 2 不適合の処理

- (1) 受注者は、放射線防護器材、グリーンハウス等の点検作業時に不具合等が確認された場合は、その都度原子力機構に報告し、部品等の交換が必要な場合は、予め原子力機構に連絡し、了解を得てから交換すること。なお、その費用については、原子力機構と協議し、別途清算するものとする。

- (2) 受注者は、作業中に発生又は発見された不具合について、その概要及び処置案等を速やかに報告書にて報告すること。この処置案については、原子力機構の確認を受け、処置後にその結果を報告すること。また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、上記処置案に再発防止策を含めること。

18. 安全管理

18. 1 一般事項

- (1) 受注者は、関係法令、大洗原子力工学研究所の規程等を遵守するとともに、安全管理仕様書に従って安全作業に徹すること。
- (2) 受注者は、原子力機構の作業責任者認定制度で認定された現場責任者、分任責任者を現地作業期間中の全工程にわたり常駐させて、作業の監督を行なわせ、安全確保に努めること。また、現場責任者は、各種点検項目等の確認を行うこと。
- (3) 受注者は作業に必要な知識、技能、経験を十分に有する作業員を人員・質ともに確保しなければならない。作業において有資格者が従事すべき業務を行う場合は、予め免状等の写しを添付した「作業員名簿」を原子力機構に提出し確認を受けること。
- (4) 受注者（総括責任者又は現場責任者）は、作業開始前に原子力機構と打ち合わせを行い、作業要領書に従って常に作業工程及び手順等に注意して作業を行うとともに、施設内に支障を来さないように努めること。また、作業内容等に変更が生じた場合は、文書により原子力機構の了解後に実施すること。
- (5) 本作業は、大洗原子力工学研究所少量核燃料物質使用施設等保安規則、大洗原子力工学研究所（南地区）放射線安全取扱要領等（大洗QAM-63）に基づき、放射線作業計画書又は管理区域内作業届に基づき実施する必要がある。受注者は、放射線作業計画書又は管理区域内作業届に必要な工程表、作業手順書、一般安全チェックリスト、簡易リスクアセスメントシート等を作成し、原子力機構担当者に提出すること。
- (6) 受注者は、作業現場の目につきやすい場所に、責任者名、連絡先等を表示すること。
- (7) 受注者は、作業中は常に整理整頓を心がける等、安全面及び衛生面に十分留意すること。
- (8) 作業に当たっては、定められた保護具を着用し、安全を確保すること。
- (9) 作業終了後は、直ちに原子力機構担当者に報告し、確認を得ること。異常等が発見された場合は、その都度報告して原子力機構の指示に従うこと。
- (10) 作業で発生した廃棄物は、原子力機構担当者の指示に従い処置すること。
- (11) 受注者は当日の作業前に作業手順、危険ポイントを作業者全員で行うTBM/KYで周知すること。KY実施結果は、現場に掲示すること。
- (12) 1月以上連続作業となる場合、週1回工程会議を実施し、原子力機構と作業の進捗や予定、管理状況の確認を行うこと。
- (13) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、本契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合には、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

18. 2 放射線管理

- (1) 受注者は管理区域から物品等を搬出する場合は、原子力機構担当者を経由し、事前に放射線管理担当者による持出しサーベイ、搬出許可を受け、当該物品等の汚染が無いことを確認した後、搬出すること。作業上、汚染の可能性が否定できない物品等は管理区域外に搬出することはできないことを認識し、作業を実施すること。
- (2) 本作業は、全面マスク又は半面マスク等の呼吸保護具を着用する場合には使用する呼吸保護具の交換部品（マスクフィルタ、マスク排気弁、マスク吸気弁、マスクゴムバンド、高性能フィルタ等）は貸与時を除き受注者が用意すること。
- (3) 受注者は作業者を放射線業務従事者に指定するにあたり、あらかじめ原子力機構の指定の施設別課程教育を実施すること。
- (4) 本作業における放射線業務従事者は以下の要件を満たすものであること。
 - ・受注者が実施する労働安全衛生規則第36条28の2に基づく特別教育を受講し、またはその有効期限内であること。
 - ・電離則に定める放射線業務従事者指名を受けていること。
 - ・被ばく歴が「放射線管理基準」に定める実効線量限度及び等価線量限度を超えていないこと。作業中に超えない値であること。
 - ・一般健康診断及び特殊（電離放射線）健康診断を受診し、異常がなく、かつ健康診断有効期間内であること。
 - ・指定する放射線業務従事者は指定期間中、他原子力施設において放射線業務従事者指定を受けていないこと。
- (5) 放射線業務従事者指定する作業員について、原子力機構の実施する施設別課程の教育を受講すること。当該年度中に同施設の施設別課程を受講している場合は免除とする。
- (6) 受注者は本作業を行うにあたって、作業エリア間の物品や工具の移動及び部屋の入退域に際してはサーベイを十分行い、汚染のないことを確認すること。

II 技術仕様

1. 概要

- (1) 本作業は、ナトリウム分析室の管理区域（第1種）内に設置されている使用設備、貯蔵設備及び付帯設備（本仕様書において「対象設備」という。）についての解体撤去を行う。
- (2) 対象設備については「放射性廃棄物（以下「RW」という。放射性廃棄物にしようとするものを指す。）」及び「放射性廃棄物でない廃棄物（以下「NR」という。NR確認対象物にしようとするものを指す。）」にしようとするものの2種類がある。
- (3) 放射性廃棄物は保管廃棄施設に集約し、放射性廃棄物でない廃棄物は管理区域から搬出する。

2. 対象設備の詳細

- (1) 使用設備
解体撤去の対象となる使用設備として、ドラフトチャンバー、グローボックス及びアルゴンガス循環精製装置、主要試験機器（真空蒸留装置、 α 線計測装置、質量分析計、電着装置）がある。詳細を表1及び図1に示す。
- (2) 貯蔵設備
解体撤去の対象となる貯蔵設備として、保管箱がある。詳細を表2及び図2に示す。
- (3) 付帯設備
解体撤去の対象となる付帯設備として、固体放射性廃棄物保管庫、資材保管庫、金庫、半導体検出器測定用遮蔽体、流し台がある。詳細を表3及び図3に示す。

3. 解体撤去に係る作業項目及びそれらの内容

- (1) 対象設備の解体及び分類
 - ① 対象設備を表1、表2及び表3のように、RW（黒）及びNR（白）の2種類に分類する。
 - ② 対象設備の分類については、解体撤去作業を進める過程で予期せぬ問題が認められた場合には、原子力機構と受注者との協議の上、見直すことができる。
- (2) RW（黒）の解体撤去作業
 - ① RW（黒）については、分解、細断等における汚染の飛散リスク対策として、グリーンハウスを設置し、原則としてグリーンハウス内において解体する。
 - ② RW（黒）については、将来的な廃棄体化を想定し、材質ごと（金属、コンクリート、ガラス、プラスチックその他）になるように分解、細断等を行う。また、保管用容器への収納に適した形状及び寸法になるように分解、細断等を行う。さらに、埋設不適物（可燃物、危険物、アルミニウム、重金属）についても取り除く。
 - ③ ②の分解、細断等の後、保管用容器に収納する。収納に際し、容器収納状況、寸法、重量、材質等を記録する。

- ④ 放射性廃棄物として封入したものは、保管廃棄施設に集約（運搬）する。
- (3) NR（白）の解体撤去作業
 - ① NR（白）については、念のための放射性測定評価（以下「測定評価」と略称する。）に供する。なお、測定評価は、原子力機構が行う。測定評価については、原位置又は別の場所において実施することもできる。
 - ② 測定評価に際し、適切な形状及び寸法に分解、細断等を追加する必要がある場合には、受注者はそれに協力する。
 - ③ NR（白）の解体撤去及び測定評価に必要な運搬作業（原位置から測定評価場所への運搬、測定評価場所から持ち出し測定場所への運搬、管理区域からの搬出等）は受注者が行う。
- (4) 作業場所の整備及び維持管理
 - ① (1)～(3)に必要な解体作業場所、放射線測定評価場所、仮置場所又は保管場所を管理区域内に整備する。
 - ② 最終的に放射性廃棄物でない廃棄物と判断されたものの保管場所については、混在が生じないように区画する。
- (5) 作業計画の策定
 - ① (1)～(4)に係る作業要領書、作業工程表及び作業計画書を策定し、あらかじめ原子力機構の確認を得てから作業する。それらを変更する場合も同様とする。作業要領書には、作業手順書、汚染（拡大）防止対策、リスクアセスメント、不測の事態への対応等を含む。
 - ② 作業に当たっては、固着性汚染の残留又はそのおそれを考慮に入れ、対象設備に応じた適切な汚染拡大防止の処置を施した上で作業を計画する。
- (6) 作業の記録、作業報告書等の作成
 - (1)～(5)の作業結果を作業日報及び作業報告書として記録し、原子力機構の確認を得る。
- (7) 廃止に係る作業データの収集への協力
 - 原子力機構が行う廃止に係る次のような作業データの収集に協力する。ただし、収集した作業データの評価については、原子力機構が行う。
 - ・作業管理データ： 作業内容、作業員数、作業時間、作業場所、作業対象等
 - ・工法データ： 使用機器、切断方法、汚染の範囲、除染方法等
 - ・作業環境データ： 線量当量率、表面密度、空气中放射性物質濃度、気温、湿度等
 - ・放射性廃棄物データ： 容器収納状況、寸法、重量、材質等
 - ・放射性廃棄物でない廃棄物データ： 放射線測定評価状況、寸法、重量等

4. 特記事項

- (1) ナトリウム分析室については、放射性同位元素等の使用を令和5年3月29日付で廃止している。当該廃止の際に管理区域内の汚染検査を行っており、遊離性汚染がないことを確認している。固着性の汚染が残存している可能性は残る。
- (2) 本作業におけるグリーンハウス（天井面が覆われるもの）の設置等については、大洗町消防本部への届出、相談等が必要になる。その場合には、受注者は、原子力機構が行う資料作成に必要な情報を提供する。
- (3) 受注者は、廃棄物の分類及び処理方法は放射性廃棄物管理要領（大洗QAM-81）

に従い、放射性廃棄物の発生量低減に努めること。

- (4) 本契約の履行に必要なグリーンハウスに必要な資材については、受注者の負担とする。グリーンハウス用のシート（養生シートを含む。）には、不燃性又は難燃性のものを用いること。グリーンハウスの構造、設置場所及び設置方法については、原子力機構と協議の上決定する。
- (5) 作業に必要な足場は、受注者の負担とする。作業終了後に管理区域から搬出できるように、汚染防止のための養生を行った上で管理区域内への持ち込みを行うこと。
- (6) 解体に係る粗切断、細断、バリ取り等（以下「切断等」という。）に使用する機器（電動工具を含む。）は、受注者の負担とする。作業終了後に管理区域から搬出できるように、汚染防止のための養生を行った上で管理区域内への持ち込みを行うこと。ただし、汚染のおそれがある切断刃、砥石、保護カバー等については、放射性廃棄物として廃棄することができる。機器は、できるだけ火花の出ないものを選定すること。また、切断等の作業においては、切断粉等の飛散を防止する措置を講じること。
- (7) 重量物の移動にチェンブロック、重量台車等を必要とする場合には、受注者の負担で用意すること。作業終了後に管理区域から搬出できるように、汚染防止のための養生を行った上で管理区域内への持ち込みを行うこと。
- (8) 三相又は单相の200Vの電源を必要とする場合には、受注者の負担で電源盤等への繋ぎ込み又は取り外しを行うこと。
- (9) ドラフトチャンバに接続する排気配管との切り離し、排気配管の開口箇所に係る措置は受注者が行う。

表1 解体撤去の対象となる使用設備の仕様
(名称、数量、寸法、推定重量、主要材質、設置場所、分類)

名称	数量	寸法(mm)	推定重量	材質	設置場所	分類
		幅×奥行き×高さ	(kg)			
ドラフトチャンバ No. 1	1 式	1800×800×2150	455	鉄	放射化学実験室 B	RW (黒)
ドラフトチャンバ No. 2	1 式	1800×800×2150	455	鉄	放射化学実験室 B	RW (黒)
ドラフトチャンバ No. 3	1 式	1800×800×2150	455	鉄	放射化学実験室 B	RW (黒)
ドラフトチャンバ No. 4	1 式	1800×900×2200	531	鉄	放射化学実験室 B	NR (白)
ドラフトチャンバ No. 5	1 式	1800×900×2200	531	鉄	放射化学実験室 B	NR (白)
ドラフトチャンバ No. 6	1 式	1800×900×2200	531	鉄	放射化学実験室 B	NR (白)
ドラフトチャンバ No. 7	1 式	1800×900×2200	531	鉄	放射化学実験室 B	NR (白)
ドラフトチャンバ No. 8	1 式	1800×800×2150	455	鉄	放射化学実験室 B	NR (白)
ドラフトチャンバ No. 9	1 式	1800×800×2150	455	鉄	放射化学実験室 B	RW (黒)
ドラフトチャンバ No. 10	1 式	1800×750×2200	543	鉄	放射性物質取扱室 B	RW (黒)
ドラフトチャンバ No. 11	1 式	1500×900×2150	643	鉄	放射性物質取扱室 B	NR (白)
ドラフトチャンバ No. 12	1 式	1800×750×2200	581	鉄	放射化学実験室 A	RW (黒)
ドラフトチャンバ No. 13	1 式	1800×750×2200	543	鉄	放射化学実験室 A	RW (黒)
ドラフトチャンバ No. 14	1 式	1500×700×1900	468	鉄	放射化学実験室 A	RW (黒)
ドラフトチャンバ No. 15	1 式	1500×700×1900	468	鉄	放射化学実験室 A	RW (黒)
グローブボックス No. 1	1 式	4900×800×1950	427	鉄	放射化学実験室 B	NR (白)
グローブボックス No. 2	1 式	2000×750×1950	418	鉄	放射性物質取扱室 B	NR (白)
グローブボックス No. 3	1 式	2900×750×1800	412	鉄	放射性物質取扱室 B	NR (白)
グローブボックス No. 4	1 式	2900×800×1900	412	鉄	放射性物質取扱室 A	RW (黒)
アルゴンガス循環精製装置 No. 1	1 式	585×650×1730	120	鉄	放射化学実験室 B	NR (白)
アルゴンガス循環精製装置 No. 2	1 式	840×760×900	120	鉄	放射性物質取扱室 B	NR (白)
アルゴンガス循環精製装置 No. 3	1 式	585×650×1730	120	鉄	放射性物質取扱室 B	NR (白)
アルゴンガス循環精製装置 No. 4	1 式	585×650×1730	120	鉄	放射性物質取扱室 A	NR (白)
真空蒸留装置 (真空排気系統)	1 式	1000×590×1300	76	SUS	放射性物質取扱室 B	NR (白)

名称	数量	寸法 (mm)	推定重量	材質	設置場所	分類
		幅×奥行×高さ	(kg)			
真空蒸留装置 (誘導加熱装置)	1 式	1620×1040×710 330×450×900	227	SUS	放射性物質取扱室 B	NR (白)
α 線計測装置	1 式	530×480×1720	30	鉄	放射能測定室 A	NR (白)
質量分析計	1 式	940×720×750	322	鉄	機器測定室 A	NR (白)
電着装置	2 台	200×280×130	20	鉄	放射化学実験室 A	NR (白)

表2 解体撤去の対象となる貯蔵設備の仕様
(名称、数量、寸法、推定重量、主要材質、設置場所、分類)

名称	数量	寸法(mm)	推定重量	材質	設置場所	分類
		幅×奥行×高さ	(kg)			
保管箱	1 式	400×320×300	150	鉄	貯蔵室	NR (白)

表3 解体撤去の対象となる付帯設備の仕様
(名称、数量、寸法、推定重量、主要材質、設置場所、分類)

名称	数量	寸法(mm)	推定重量	材質	設置場所	分類
		幅×奥行×高さ	(kg)			
固体放射性廃棄物保管庫	1 式	1700×750×1200	151	鉄	放射性廃棄物一時保管室	NR (白)
資材保管庫	1 式	1700×750×1200	151	鉄	放射性廃棄物一時保管室	RW (黒)
金庫 1	1 式	630×390×680	1649	鉄	貯蔵室	NR (白)
金庫 2	1 式	570×485×470	1104	鉄	貯蔵室	NR (白)
金庫 3	1 式	400×360×430	141.2	鉄	貯蔵室	NR (白)
Ge 半導体検出器遮蔽体	1 式	① 570×650×1380 ② 690×800×1430	2000	鉄、鉛	放射能測定室 A	NR (白)
流し台	1 式	2500×350×600	104	鉄、木材	放射化学実験室 A	NR (白)
流し (大)	1 式	1200×600×760	55	鉄、木材	放射化学実験室 B	NR (白)
流し (小)	1 式	600×750×760	35	鉄、木材	放射化学実験室 B	NR (白)
流し台	1 式	1200×600×760	52	鉄、木材	放射性物質取扱室 B	NR (白)
流し (大)	1 式	1200×600×760	55	鉄、木材	放射能測定室 A	NR (白)

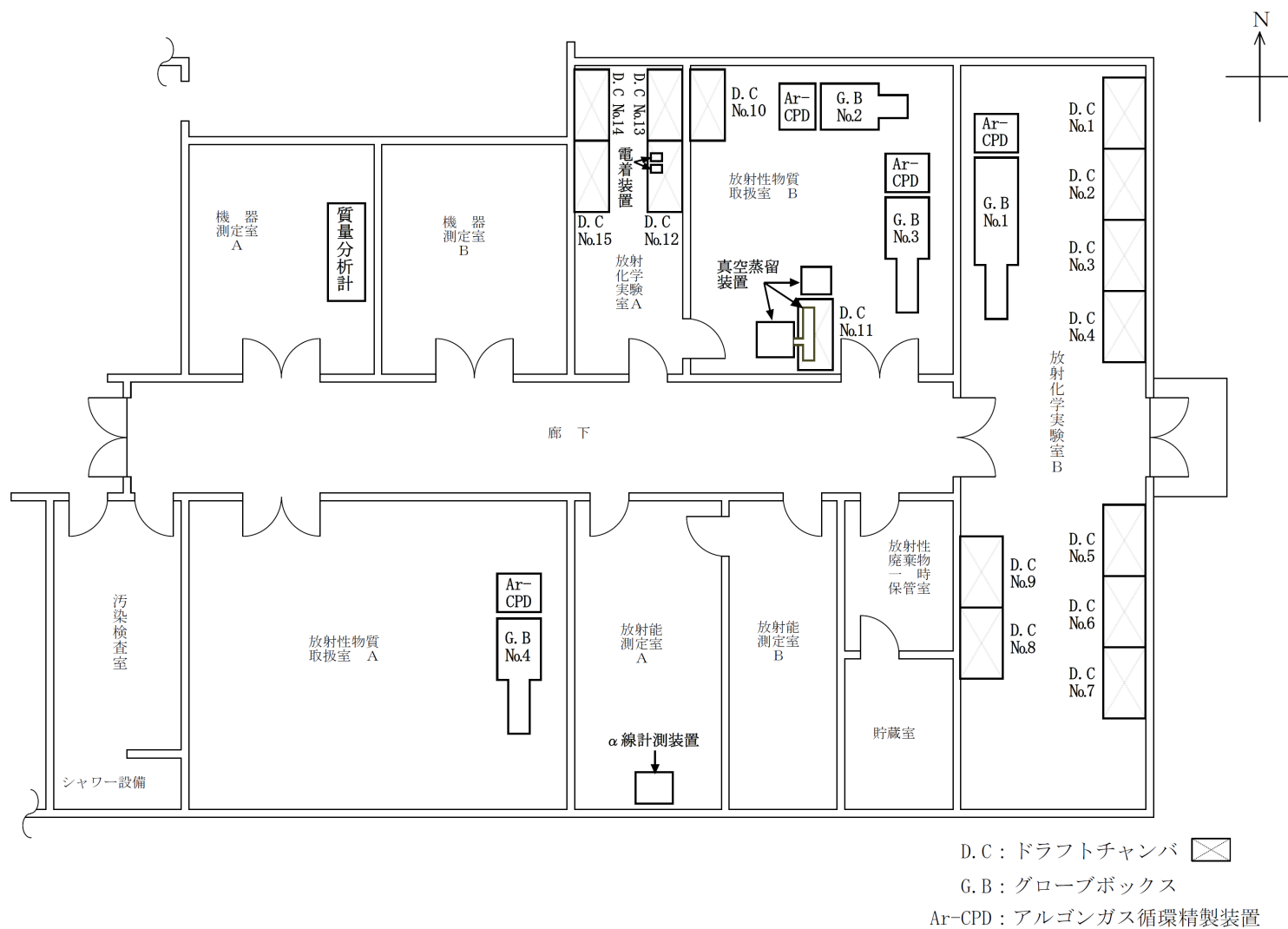


図1 解体撤去の対象となる使用設備のナトリウム分析室内配置図

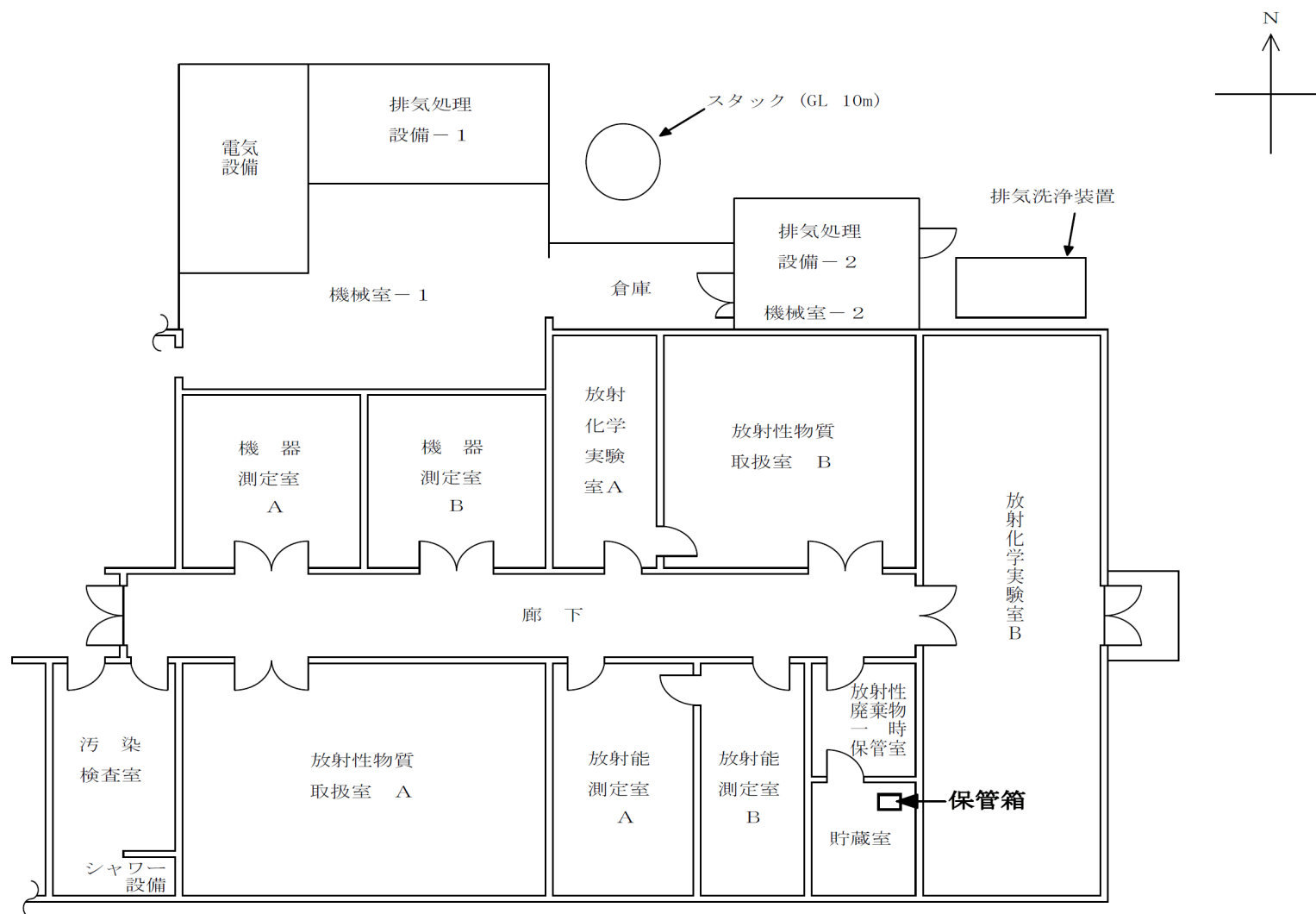


図2 解体撤去の対象となる貯蔵設備のナトリウム分析室内配置図

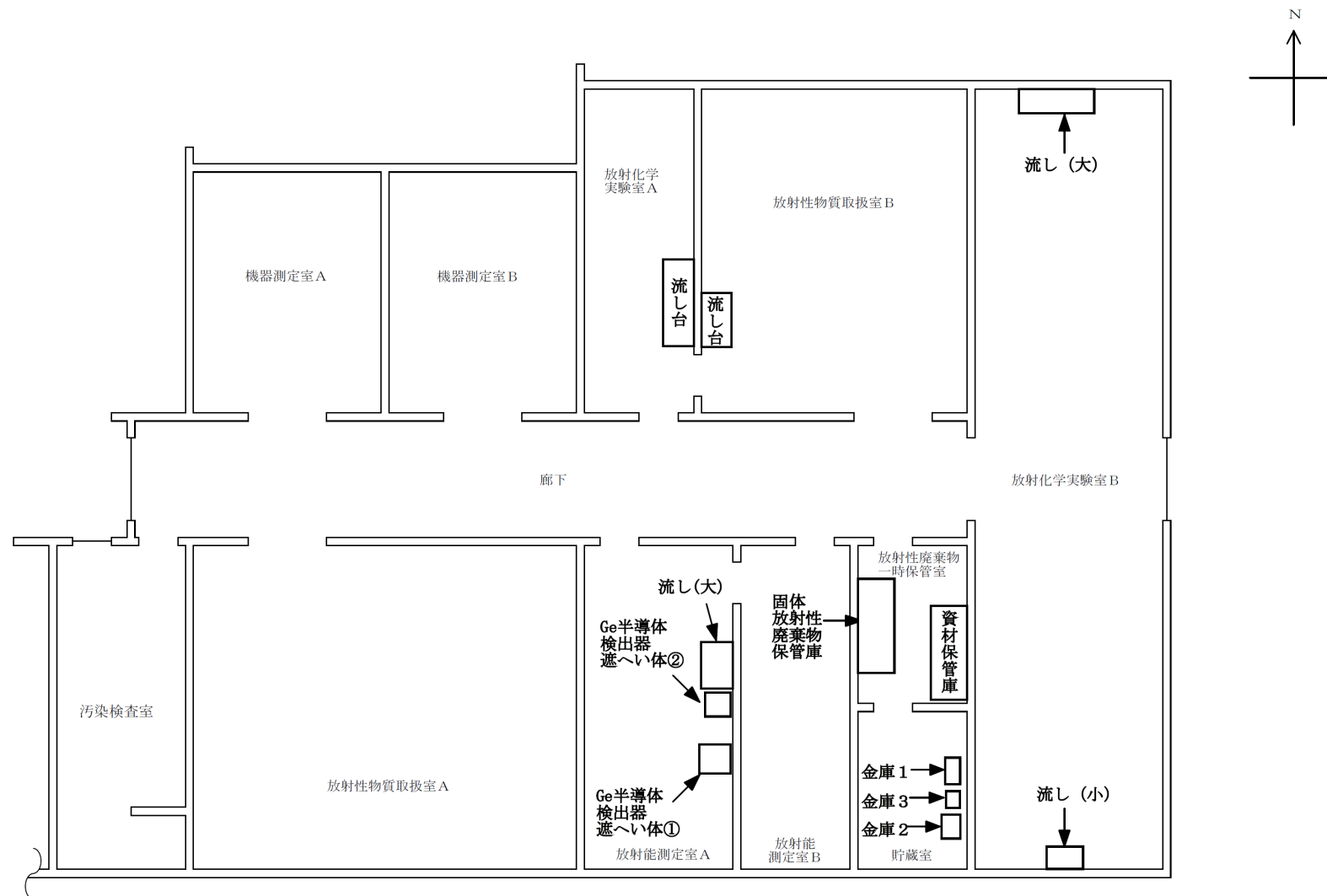


図3 解体撤去の対象となるその他のもののナトリウム分析室内配置図：付帯設備関連を含む。）